

五一 江戸通泰掲寫

- (1) 最初にこの文書を、手元にある辞書やネット検索の結果から解読を試み、分った範囲でいったんはまとめた。
- (2) その後、参考になる2冊の本を見つけて読み、誤りを訂正したり、不明だったところが明らかになり加筆修正した。
- (3) 筆者は古文書を読む、という様な事は初心者にもまだなっていない段階にあるので、その勉強の経過を記録としてここに残すこととした。
- (4) 具体的には、上記(1)の段階の内容を保存し、その次に上記(2)の内容を書き足した。書き足したのは、以下の【追記1】～【追記3】である。

五一 江戸通泰掲寫

猶々令申候、急度指圖被相定、重而市際可蒙仰候、自今已後之儀

可被相任候、通泰於子と孫と此條違背不可申候よし存迄に候
(違の文字は、奏としんにゅう)

就藥師堂御再興御懇切之尊書、先以目出畏入奉存候、然者今般改而

萬疋之地寄進可申之由、先日已來兩三度申宣候處、頻御辭退之上、

(泰)

兎も角も任尊意候、此上御所望之儀候哉、奉得其意候、通義被申定

候條々之事

一 寺家之内竹木一本一枝も不可切事

一 寺家之内下人男女共誰も不可召仕事

重而通泰申定候事

一 寺家之中傳馬・飛脚借不可申之事

一 堀・壁之普請等之用所不可申之事

一 御堂之事、堅七間仁可被相定候、向後之再興、上葺之義大途思召

候哉、無御餘義候、雖然我^ニ名代致相續候ハん者、爭可奉存別心

候哉、拙子仁可被相任候、爲後日如斯候條、御同意所仰候、恐^ニ

敬白

大永七年
丁亥六月廿二日

但馬守(江戸)

通泰(花押影)

吉田寺別當

尊答

分析

なお、原文は「茨城県史料 中世編 II」による。

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
江戸通泰掲寫	江戸通泰掲寫し	
【ここから追っ手書き】		
猶々令申候、	なおなお申せしむ	
急度指圖被相定、重而子細可蒙仰候、	きっと指図相定められ、重ねて子細仰せらるべく候	
自今已後之儀可被相任せ候、	自今以後の儀相任せらるべく候	今後のことば(私に)任せられたい
通泰於子々孫々此條違背不可申候よし 存迄に候	通泰子々孫々において此の條違背申し べからざり候よし存ずまでに候	通泰の子孫に於いてこの條にそむくことはないと考えております <ul style="list-style-type: none"> 「違」の字は「麦」と「しんにゅう」である。これは「違」の異体字らしい(*1)。また、新編常陸国誌では「違」の字を使っている。
【ここから本文】		
就薬師堂御再興御懇切之尊書、先以目 出畏入奉存候、	薬師堂の御再興について懇切の尊 書、まずもってめでたくかしこみい り存じ奉り候	薬師堂の御再興についてまめまめしく親切な尊書(を拝見し)、まずもって <ul style="list-style-type: none"> 結構なことありがとうございます 薬王院の本尊仏は薬師如来である。その本尊をまつてある建物は薬師堂になる。「五〇 江戸通泰掲寫」(以下、前掲写)には、「護摩堂」、「み堂」という名前が出ているが、関係は不明。 寺から再建計画について書状が届いた(尊書)のだろう
然者今般改而萬疋之地寄進可申之由、 先日已來兩三度申宣候處、頻御辭退之上、 兎も角も任尊意候、	しかれども今般改めて万疋の地を寄 進申すべきの由、先日以来兩三度の べ申し候ところ、しきりに御辞退の 上は、とにもかくにも尊意に任せ候	しかしながら、今回改めて万疋の地を寄進することを、先日以来二度三度 <ul style="list-style-type: none"> (繰り返して)申し上げたところ、しきりに辞退された以上、とにかくあなた様の意向に任せます 「今回改めて」というのは、前掲写にある「造営費二百貫文を進納する」という事を受けた言い方の可能性がある。 寄進の申し出について寺が辞退している理由は不明。いずれにしても 3 年ほどで再建されており、資金は通泰から出たのであろう。もう少し再

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
		建計画が固まってから、という気持ちだったのだろうか。あるいは寺が江戸氏に強く支配されることへのためらいがあったのか。
此上御所望之儀候哉、奉得其意候、	此の上御所望の儀候や、其の意得奉り候	他に御所望がございますか、お気持ちをお聞かせください
通義[通泰]被申定候條々之事	通義(通泰?)申し定めらる條々之事 (は以下の通り)	通義[通泰]が申し定めた事は以下である。 ・この後に「重ねて通泰が申し定めた事」とあるので、通泰の先祖に通義という人物がいたのであれば文章どおりに通義として理解できるが、まだ見つからない。通泰と修正されている通りに理解するなら、「以前に私通泰が申し定めた事は以下である」、ということになる。新編常陸国誌では通義だけで、通泰との注記はない。
一 寺家之内竹木一本一枝も不可切事	寺家の内、竹木一本一枝も切るべからざること	少しでも切ってはならない、という意図は不明。
一 寺家之内下人男女共誰も不可召仕事	寺家の下人男女とも誰も召し使わざる事	寺の使用人を召して使ってはならない。(誰に対して言っているのか不明)
重而通泰申定候事	重ねて通泰が申し定め候事	前記の2項目に加えて、通泰が定めた事は以下である。
一 寺家之中傳馬・飛脚借不可申之事	寺家の中伝馬・飛脚借りは申すべからざるの事(または借りはこれを申すべからざる事)	伝馬、飛脚を借りることを申してはならないということ(誰に対して言っているのか不明)
一 堀・壁之普請等之用所不可申之事	堀・壁の普請等の用所は申すべからざるの事(または用所はこれを申すべからざる事)	堀・壁の普請などの用事は申してはならないということ(誰に対して言っているのか不明)
一 御堂之事、堅七間仁可被相定候、	御堂の事、堅七間に相定めらるべく候	御堂は堅(たて)を7間に定められたい ・堅の文字は堅(たて)であろう。 --ネットで検索すると、たとえは「拝殿東向堅三間横式間」などの例(*2)が見つかる。このような文例は数がわずかなので、堅を堅と書

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
		<p>き間違えたものか、あるいは南北方向の意味(後述)か。</p> <p>--新編常陸国誌ではこの掲写しを収録しているが、この部分は「堅」の文字を使用している。原文を誤字として修正したのだろう。</p>
向後之再興、上葺之義大途思召候哉、無御餘義候、	向後の再興、上葺(うわぶき)の義大途思召し候や、余義なく候、	<p>今後の再興ですが、上葺について大途のお考えはありますか、(私としては)異論はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上葺……葺は屋根を葺(ふ)くこと。寄棟とか入母屋戸とかの屋根の作り方を言っているのだろう。 大途は「殿様」であり通泰になってしまいます。文章からは相手に対してお考えがありますか、と尋ねているところである。当寺の別当を「大徳」というなら問題ないのだが。
雖然我々名代致相續候ハん者、爭可奉存別心候哉、	しかりといえども、我々名代を相続致しそうろはんは、いかでか別心を存じ奉るべきや	「(私としては)異論はありません」と書いたのを受けて、そうはいっても、領主という名代を相続するようなものは、異なる考えを持つことがありますか。
拙子仁可被相任せ候、	拙子(拙者)に相任せらるべく候	私に任せいただきたい
爲後日如斯候條、御同意所仰候、	後日のために斯くのごとき候條、御同意おおすところに候	<p>今後のために、このような條(きまりごと)に同意するように言いおくものです</p> <ul style="list-style-type: none"> 「御同意所仰候」は文の構造がいま一つ分らない。今のところは、「自分(通泰)としては薬王院を保護する気持ちがあるが、それが代々引き継がれるように、ここに書いておき、同意させるのです」、ということにしておく。
恐々敬白		決まり文句
大永七年 丁亥 六月廿三日 但馬守(江戸)通泰(花押)		大永7年6月23日は本堂焼失の12日後。上に、再三にわたって寄進を申し出たが寺側は辞退した、とある。通泰の再建に関する熱意が感じられる。なお、江戸氏は代々但馬守だった。
吉田寺別當		尊答……本文の冒頭で「就薬師堂御再興御懇切之尊書」とある。寺から通

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
尊答		泰に書状が届き、これはその回答になるのだろう。寺からの書状はどんな内容だったのだろうか。この答書から考えると、(a) 寄進についてはまだお受けできません、(b) 御堂の大きさは、5間、7間のどちらがいいでしょうか、という様な事だろう。

(*1) 麦としんにゅうという文字は漢和辞典では見つからなかった。ネットで説明文を発見した。 <http://www.toride.com/~yuga/>

(*2) 安永風土記(宮城県図書館所蔵) http://www.st.rim.or.jp/~success/anei_hudoki.html 参照

備考 堪(たて)の表現について

通常、堂の形は平面図としては正方形か長方形で、長方形の場合は、正面の幅(桁行き)が奥行き(梁間)より長い。言葉としては、堪とは奥行きの方向の様な印象があるが、上記の「拝殿東向堪五間横式間」という例文でも堪の方が横より長い。堪には「南北方向の長さ」という意味が辞書にあり、上記の例文では東向きということから、正面は南北方向に伸びる面になり、「堪五間横式間」は妥当である。同様に、現在の薬王院本堂は東向きであるから「堪七間」との表現は妥当である。ただし、薬王院のホームページ(*3)には、「貞享五年(1688)には、……本堂を再建している。この時、南向きであった本堂が東向きに変えられ、床と縁が撤去され、全面土間となり、建物は全く禪宗様の形態に変わった」とあり、通泰の支援で再建されたときには南向きだった可能性が高く、その場合、東西の長さが7間であるから、堪という言い方には相変わらず疑問が残る。

なお、説明板には「昭和四三年に着手された薬師堂の修復工事では、貞享時の改変を建立当初の姿に復旧している」とある。昭和四三年着手の修復工事で、建物の向きまで戻したのかは明らかではないが、現時点では東向きであり、向きは変えなかったのではないか。そう考える理由は、(a) 本堂を東向きから南向きに90度変えると、仁王門の位置が本堂を正面に見て横手方向になり、具合が悪い、(b) 本堂の礎石から動かすことになり、修復工事の規模が大きくなりすぎる、(c) 本堂の南側には空きスペースが少なく、前庭を造りにくい、ということである。

「堪」の漢字の意味は、【追記 2】に記した。

(*3) 薬王院のホームページ <http://www.yakuouin.jp/summary.html> 参照

【追記 1】以上までを、手元にある辞書を引いたり、ネット上で関係情報を検索しながら、想像をめぐらして解説に努めたが、以下の 2 冊の本により、誤りを見つけたり疑問点が解決した。

- (a) 水戸市史 上巻 昭和 51 年 10 月 20 日 第五刷 編集主幹 伊藤多三郎 水戸市役所発行
 (b) 中世常総名家譜 下巻 平成 4 年 2 月 25 日 初版 石川豊著 晩印書館発行

(1) 通義について

通義[通泰]被申定候條々之事	通義(通泰?)申し定めらる條々の事(は以下の通り)	通義[通泰]が申し定めた事は以下である。 ・この後に「重ねて通泰が申し定めた事」とあるので、通泰の先祖に通義という人物がいたのであれば文章どおりに通義として理解できるが、まだ見つからない。通泰と修正されている通りに理解するなら、「以前に私通泰が申し定めた事は以下である」、ということになる。新編常陸国誌では通義だけで、通泰との注記はない。
----------------	---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通泰の父である通雅について、水戸市史(上巻)(P.466)では「法名を通儀道徹と称し」、さらに水戸市史(P.614)では「父通雅(法号通義道徹)」、また、中世常総名家譜(下巻)(P.148)では「法名を通儀道徹と号した」とある。それがここで書かれた「通義」であろう。上記で、「通泰の先祖に通義という人物がいたのであれば文章どおりに通義として理解できるが、まだ見つからない」と書いたが、これはその通りだった。つまり、「父即ち先代領主に申し定められた條々」ということである。少なくとも通雅のときから江戸家は薬王院を優遇していたことになる。

水戸市史(P.614)では、この掲写について以下の様に書いている。

同月廿三日、別当に出した書状には「今度あらためて万疋(錢百貫)の地を寄進することを先日以来両三度申入れたところ、しきりに御辞退の上は、ともかくも尊意にまかせる」という意味のことを伝えている。通泰はこの時、父通雅(法号通義道徹)が薬王院を保護して定めた、寺家内の竹木伐採・男女下人使役の禁令に、新たに追加して、寺家寺領の者を伝馬飛脚・水戸城の堀壁普請に徴用しないという特典を与え、なお薬師堂は堅七間にさだめられるべし、とも指図した。

(2) 誓約その一

一 寺家之内竹木一本一枝も不可切事	寺家の内、竹木一本一枝も切るべからざること	少しでも切ってはならない、という意図は不明。
一 寺家之内下人男女共誰も不可召仕事	寺家の下人男女とも誰も召し使わざる事	寺の使用人を召して使ってはならない。(誰に対して言っているのか不明)

これは、水戸市史 P.614 にあるように、江戸氏側が薬王院に対して、保護する気持ちを述べているものである。すなわち、寺家内の竹木を江戸氏側は要求しない、また、寺にいる下人男女を江戸氏が徴用しない、という誓約である。題名の「掲写」に引きづられて、相手に課す掲写の内容と思ってしまったが、逆に身内に課す内容だった。今回、改めて、「掲写」の意味を丁寧に調査した結果を【追記 3】に

示す。

(3) 誓約その二

一 寺家之中傳馬・飛脚 借不可申之事	寺家の中伝馬・飛脚借り は申すべからざるの事 (または借りはこれを申 すべからざる事)	伝馬、飛脚を借りることを申してはならないと いうこと(誰に対して言っているのか不明)
一 堀・壁之普請等之用 所不可申之事	堀・壁の普請等の用所は 申すべからざるの事(ま たは用所はこれを申すべ からざる事)	堀・壁の普請などの用事は申してはならないとい うこと(誰に対して言っているのか不明)

これも同様に、江戸氏側が薬王院に対して、保護する気持ちを述べているもので、寺にある伝馬、飛脚を貸せ、という事は言わない、堀・壁の普請などの用事を薬王院に対して申しつけることはしない、という誓約である。

(4) 江戸家と薬王院との関係

江戸家が薬王院を支持した理由は、菩提寺とかそのような位置づけで優遇していたのではないかと思っていたが、そうではなかった。薬王院は天台宗の寺院であり、江戸家は真言宗に近かった。実は、江戸氏は前から水戸近くに勢力を持っていた大掾氏を攻めて追いだして水戸で勢力を固めた、という経緯がある。大掾氏は天台宗を支持し、薬王院を長く保護してきた。これらを勘案すると、通泰は、この地域で有力な薬王院を江戸氏側に取り込もうとしてこのように優遇策を打ち出したのではないかと思われる。

(5) 寄進の辞退

然者今般改而萬疋之地寄 進可申之由、先日已來兩 三度申宣候處、頻御辭退 之上、兎も角も任尊意 候、	しかれども今般改めて萬 疋の地を寄進申すべきの 由、先日以来両三度のべ 申し候ところ、しきりに 御辭退の上は、とにもか くにも尊意に任せ候	しかしながら、今回改めて萬疋の地を寄進する ことを、先日以来二度三度(繰り返して)申し 上げたところ、しきりに辭退された以上、と にかくあなた様の意向に任せます ・「今回改めて」というのは、前捷寫にある 「造営錢二百貫文を進納する」という事を受 けた言い方の可能性がある。 ・寄進の申し出について寺が辭退している理 由は不明。いずれにしても 3 年ほどで再建され ており、資金は通泰から出たのであろう。も う少し再建計画が固まってから、という気持 ちだったのだろうか。あるいは寺が江戸氏に 強く支配されることへのためらいがあったの か。
---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記(4)から考えると、「万疋の地を寄進すること」に対して薬王院は「しきりに辞退」とあるのは、江戸氏に取りこまれるのをためらっていたのではないかと思われる。江戸氏が真言派であることはわかつていただろうし、天台宗の薬王院はそのころ着々と勢力をのばしていた真言宗に対して警戒、あ

るいは反発していただろう。事実、その後の天文から慶長にわたる長い絹衣争議では、江戸氏は真言派であり、薬王院とは対立する立場だった。

【追記 2】「堅七間」の「堅」について

大漢和辞典(いわゆる諸橋大漢和)で調べたところ、以下の様なことが分った。

(1) 「堅」と「堅」の文字について

「堅」については、「堅」とは別字、と明記してある。

(2) 「堅」の意味の説明文

ここでは「堅く立てる」とか「堅固に立てる」とし、「堅」の文字を使用している。「堅」は「堅」のもじについて、別字ではあっても意味合いからはかなり近い位置にある事は間違いない。したがって、「堅」のかわりに「堅」の文字を使うことは、「誤用」ではあっても、「混用」されやすいのではないだろうか。

【追記 3】「掲」の意味

たいていの辞書では、"決まり"、とか"処置"の様な説明で、要は"何々をしなければならない"という制約条項との印象があるが、日本国語大辞典では大分ニュアンスが違う。次の様な説明である(例文は省略する)

- (a)あらかじめ立てておいた心づもり。予定。計画。方針。
- (b)処置。处分。さしつ。命令。
- (c)心の持ち方。心構え。思慮。こころおきて。こころばえ・また才能の技術。
- (d)定め。運命。宿命。
- (e)公に決められた規定。法律。法度(はつと)。法制。
- (f)取決め。約束ごと。いましめ。内々のきまり。
- (g)物の形、配置、方法などについてのきまった様式。
- (h)しきたり。風習。所の慣習。

この「江戸通泰掲寫」の「掲」は、上記(a)の心づもり、の意味に近く、その範囲は、自分一人ではなく、自分とその後継(子々孫々)の江戸家当主である。そしてその内容を薬王院に書状として示して、それに従うことを宣誓しているのである。